

※重要な内容のため、部員全員の確認をお願いします。

令和 3年 9月29日

各種学生団体及び所属学生 各位

理事（教育・学生支援担当、学友会副会長）

10月からの課外活動（課外活動ガイドラインに定める再開ステップ Step 3 から Step 4 への変更）について（通知）

10月から全国的に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が解除される方向となりました。

10月1日からの課外活動については、課外活動ガイドラインを Step 3 から Step 4 に変更し、下記のとおりとしますので、ご理解とご協力をお願いします。

現在、宮城県及び全国において、新規感染者数は減少傾向にありますが、未だ、医療機関は逼迫状態であり、感染症患者だけでなく、外傷を含めたすべての疾患について、急患を受け入れることは困難な状況となっております。こうした状況から、本学の課外活動で医療機関へ負担をかけることは相応しくなく、感染症対策をしっかりと行っていただき、ケガ等のないように、一層の注意をお願いします。ワクチン接種の有無に関わらず、基本的な感染対策を徹底し、感染から自らの身を守ることとあわせて、他の人に感染させない行動を徹底するようにしてください。

引き続き、感染防止対策について、各種学生団体構成員全員のご理解とご協力をお願いします。

記

1. 県内外での競技大会参加等

県内外での以下の例に記載する活動は承認しますが、緊急事態宣言地域やまん延防止等重点措置地域（以下、「指定地域」）での活動は不可とします。

ただし、指定地域で開催される大会については、「宮城県から要請される国体等の出場（※）」、「全国大会やその予選会出場」を承認する場合があります。なお、指定地域での大会出場となるため、学生本人の意思を尊重し、活動への参加を自主的に決めるようにしてください。

また、県内で競技大会等を開催する場合、指定地域からの参加者がいる場合は活動を不可とする場合があります。指定地域の大学等の感染防止対策や参加意思を尊重願います。

例：競技大会参加、演奏会等のイベント参加、遠征、他大学等との合同練習や試合、各種大会における審判やスタッフのボランティア参加、委嘱済の指導者以外の指定地域指導者招聘

※宮城県等の地方公共団体又は競技連盟等からの大会出場要請文書を大学へ提出願います。

2. 県内外での競技大会参加等に対する審査等

Step 4 となりますが、感染防止対策の継続は必要であるため、これまでと同様に【大会参加用】団体活動再開時の活動計画書により、大学で感染防止対策等を確認して承認します。

3. 課外活動施設（部室を含む。）の利用

2 1 時まで通常どおり利用可能であり、現在と同様の利用方法（予約方法）となります。よって、【通常活動用】団体活動再開時の活動計画書に記載した部室内での感染対策（2 m の距離を確保できる人数制限等）を遵守継続願います。

4. 通常練習

原則は以下の活動とします。その際、【通常活動用】団体活動再開時の活動計画書に記載した内容を遵守継続願います。

学内施設に練習場所がない等の理由により、通常練習が学外施設の場合は、【通常活動用】団体活動再開時の活動計画書に記載した内容を含め、利用施設のルールやマナーを遵守し、移動中も含め、感染防止対策やケガの防止を徹底願います。

- (1) 屋外は感染症対策を十分施すことができる場合に限り、団体での活動も可。対人プレー及び試合形式でのプレー可
- (2) 屋内は換気を徹底し、感染症対策を十分施すことができる場合に限り、団体での活動も可。対人プレー及び試合形式でのプレー可

5. 感染者が発生した場合

感染者が発生した場合は、ガイドラインに示す「新型コロナウイルス感染症対策（体調不良者対応等）フロー図」の対応を行うとともに、以下担当へ連絡のうえ、感染状況等の調査にご協力願います。

なお、該当する学生団体については、感染状況等の調査及び大学が指示する期間、課外活動を制限する場合がありますので、ご了承願います。

6. その他

- (1) 県外への移動を行っていた場合は、体調不良が見られない場合であっても、帰仙後 2 週間の健康観察期間を経てから対面での活動を行えることとしておりましたが、帰仙後に体調不良が見られなければ、対面での活動を行えることとします。
- (2) 更衣室の利用については、当面の間、9 月 2 1 日付「新型コロナウイルス感染症に伴う更衣室の利用について」のとおり運用します。
- (3) 引き続き、合宿は行わないでください。宿泊を伴う遠征等は複数での宿泊室利用は不可とし、個室での宿泊を継続します。
- (4) 引き続き、宅飲みや屋外での飲み会、食事会、カラオケを含め、飲食を伴う懇親会は行わないようにしてください。
- (5) 課外活動施設の一般開放については、感染拡大防止対策及び学生団体から練習時間確保の要望が多くあることから、当面の間は個人利用までは開放しませんので、ご了承願います。

(担 当)

学生支援課活動支援係

連絡先 0 2 2 - 7 9 5 - 3 9 8 3

メールアドレス sta-kagai@grp.tohoku.ac.jp